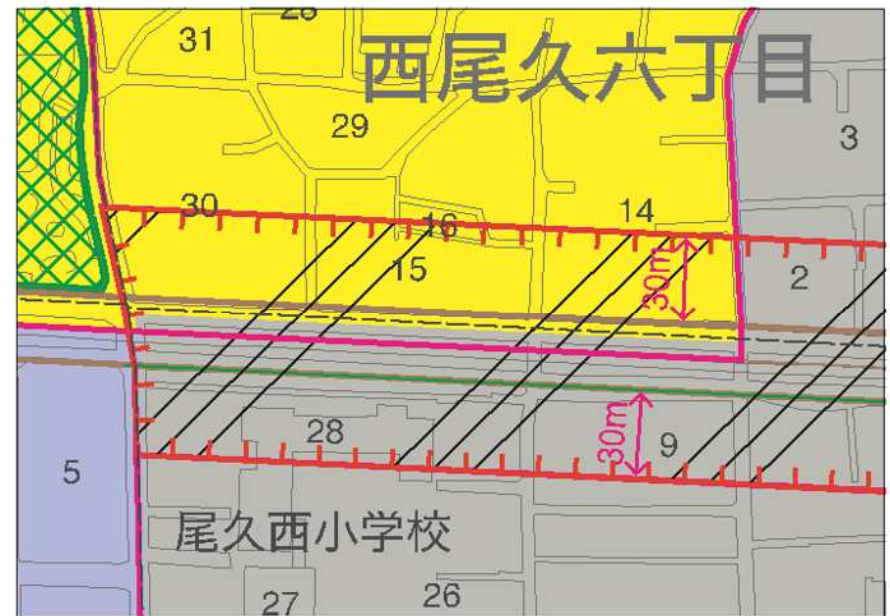


住宅系用途地域における建築形態制限の緩和区域の指定

- ①前面道路幅員による容積率制限の低減係数を「0.6」とする。
(建築基準法第52条第2項)
- ②道路斜線制限の勾配を「1.5」とする。(建築基準法第56条第1項第1号・別表第3)
- ③隣地斜線制限の勾配を「2.5」とし、立ち上げ高さを「31m」とする。
(建築基準法第56条第1項第2号)



西尾久六丁目14～16、30の一部